

6章 内装改修工事

公共建築改修工事標準仕様書(平成28年版)

6章 内装改修工事 1節、2節 及び8節 抜粋

1節 一般事項

6.1.1 適用範囲

この章は、建物の床、壁及び天井を対象とする改修工事に適用する。

6.1.2 基本要件品質

- (a)内装改修工事に用いる材料は、所定のものであること。
- (b)内装改修工事の仕上り面は、所要の状態であること。
- (c)床の改修については、著しい不陸がなく、床鳴りがないこと。

6.1.3 他の部位との取合い等

- (a)既存間仕切壁の撤去に当たって、その壁の取り合う天井等の納まりを調べる。
なお、補強等を必要とする場合は、監督職員と協議する。
- (b)既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲は、特記による。特記がなければ壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う。
- (c)天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲は、特記による。特記がなければ壁面から両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う。
- (d)既存天井の撤去に当たって、その天井の取り合う壁面、建具、ブラインドボックス等の納まりを調べる。
なお、補強等を必要とする場合は、監督職員と協議する。
- (e)既存天井面に新たな仕上材を張り付ける場合は、試験施工を行い、下地材を含めた接着力等の確認を行う。
- (f)天井の撤去に伴う取合い部の壁面の改修は、特記による。特記がなければ既存のままとする。

6.1.4 工法

- (a)既存の床、壁及び天井の撤去は2節から4節までにより、適用は特記による。
- (b)新設の床、壁、天井の下地は5節の木又は6、7節の軽量鉄骨とし、適用は特記による。
- (c)仕上げは8節から16節までの該当項により、適用は特記による。
- (d)塗装の改修は、7章〔塗装改修工事〕による。

6.1.5 有害物質を含む材料処理

改修部に石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されている場合は、監督職員と協議する。

2節 既存床の撤去及び下地補修

6.2.1 適用範囲

この節は、既存床を改修する場合に適用する。

6.2.2 工法

- (a)既存床仕上材の除去等
 - (1)ビニル床シート等の除去は、次による。
 - (i)ビニル床シート、ビニル床タイル、ゴム床タイル等の除去は、カッター等で切断し、スクレーパー等により他の仕上材に損傷を与えないよう行う。また、必要に応じて、集じん装置付き機器を使用する。
 - (ii)接着剤等は、ディスクサンダー等により、新規仕上げの施工に支障のないよう除去する。
 - (iii)浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去は、特記により行う。撤去は、ダイヤモンドカッター等により、健全部分と縁を切ってから行う。また、カッターの刃の出は、モルタル厚さ以下とする。

8節 ビニル床シート, ビニル床タイル及びゴム床タイル張り

6.8.1 適用範囲

この節は、ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイルを用いて、床仕上げを行う工事に適用する。

6.8.2 材料

(a) ビニル床シートは、JIS A 5705（ビニル系床材）により、種類の記号、色柄、厚さ等は、特記による。特記がなければ、種類はF S、厚さ2.0mmとする。

(b) ビニル床タイルは、JIS A 5705により、種類、厚さ等は、特記による。特記がなければ、厚さ2mmとする。

(c) 特殊機能床材

(1) 帯電防止床シート又は床タイルの種類、性能、厚さ等は、特記による。

(2) 視覚障害者用床タイルの種類、形状は、特記による。

(3) 耐動荷重性床シートの種類、厚さ等は、特記による。

(4) 防滑性床シート又は床タイルの種類、性能、厚さ等は、特記による。

(d) ビニル幅木の厚さ、高さ等は、特記による。特記がなければ、厚さ1.5mm以上、高さ60mmとする。

(e) ゴム床タイル

ゴム床タイルは、天然ゴム又は合成ゴムを主成分としたもので、種類、厚さ等は、特記による。

(f) 接着剤

(1) ビニル床シート及びビニル床タイル用接着剤は、JIS A 5536（床仕上げ材用接着剤）により、種別は表6.8.1による施工箇所に応じたものとする。ただし、接着剤のホルムアルデヒドの放散量は特記による。特記がなければ、F☆☆☆☆とする。

なお、フリーアクセスフロアの床に使用する接着剤は、6.9.3(g)に準じた粘着はく離形とすることができる。

表6.8.1 接着剤の種別と施工箇所

種別	施工箇所
酢酸ビニル樹脂系 ビニル共重合樹脂系 アクリル樹脂系 ウレタン樹脂系 ゴム系ラテックス形	一般の床
ウレタン樹脂系 エポキシ樹脂系	地下部分の最下階、玄関ホール、湯沸室、便所、洗面所、防湿層 ^(注) のない土間、貯水槽、浴室の直上床並びに脱衣室等張付け後に湿気及び水の影響を受けやすい箇所、耐動荷重性床シートの場合、化学実験室等
酢酸ビニル樹脂系 ビニル共重合樹脂系 アクリル樹脂系 ウレタン樹脂系 ゴム系ラテックス形 ゴム系溶剤形	垂直面

(注) 1. 施工箇所の下地が、セメント系下地及び木質系下地以外の場合は、特記による。

2. 防湿層とは、ポリエチレンフィルム等で厚さ0.15mm以上とし、重ね合せを、縦横250mm程度としたものとする。

(2) ゴム床タイル用接着剤は、JIS A 5536により、種別は表6.8.2による施工箇所に応じたも

のとする。ただし、接着剤のホルムアルデヒド放散量は、特記による。特記がなければ、F☆☆☆☆とする。

表6.8.2 ゴム床タイル用接着剤の種別と施工箇所

種別	施工箇所
エポキシ樹脂系 ウレタン樹脂系 ゴム系溶剤形	一般の床、幅木
エポキシ樹脂系 ウレタン樹脂系	地下部分の最下階、玄関ホール、湯沸室、便所、洗面所、防湿層 ^(注) のない土間、貯水槽、浴室の直上床並びに脱衣室等張付け後に湿気及び水の影響を受けやすい箇所

(注) 防湿層とは、ポリエチレンフィルム等で厚さ0.15mm以上とし、重ね合せを、縦横250mm程度としたものとする。

(g) 下地の補修等に使用するポリマーセメントペースト、ポリマーセメントモルタル等は、床材製造所又は接着剤製造所の指定する製品とする。

6.8.3 工法

(a) 下地

(1) モルタル塗り下地は、6.15.6(b)により施工後14日以上乾燥したものとする。

なお、張付けに先立ち下地表面の傷等のへこみは、ポリマーセメントペースト、ポリマーセメントモルタル等により補修を行い、突起等はサンダー掛け等を行い、平滑にする。

(2) 木造下地は、表6.5.10による。

(3) (1)及び(2)以外の下地の工法は、特記による。

(b) ビニル床シート張り

(1) ビニル床シートは、張付けに先立ち、仮敷きを行い、巻きぐせを取る。

(2) 本敷き及び張付け

(i) 施工に先立ち、下地面の清掃を行ったのち、はぎ目、継手、出入口際、柱付き等は、隙間のないように切込みを行う。

(ii) 張付けは、接着剤を所定のくし目ごてを用い、下地面へ平均に塗布し、また、必要に応じて裏面にも塗布し、空気だまり、不陸、目違い等のないように、べた張りとする。

(iii) 張付け後は、表面に出た余分な接着剤をふき取り、ローラー掛け等の適切な方法で圧着し、必要に応じて、押縁留めをして養生を行う。

(3) 熱溶接工法は次により、適用は特記による。

(i) ビニル床シート張付け後、接着剤が硬化したのを見計らい、はぎ目及び継目の溝切りを溝切りカッター等を用いて行う。

(ii) 溝は、V字形又はU字形とし、均一な幅に床シート厚さの2/3程度まで溝切りする。

(iii) 溶接は、熱溶接機を用いて、ビニル床シートと溶接棒を同時に熔融し、余盛りができる程度に加圧しながら行う。

(iv) 溶接完了後、溶接部が完全に冷却したのち、余盛りを削り取り、平滑にする。

(4) 表面仕上げは、接着剤の硬化後、全面を水ぶき清掃し、乾燥後は、ビニル床シート製造所の指定する樹脂ワックスを用いてつや出しを行う。

(c) ビニル床タイル及びゴム床タイル張り

(1) 張付けは、下地面の清掃を行ったのち、接着剤を所定のくし目ごてを用い下地面の全面に平均に塗布し、目地の通りよく、出入口際、柱付き等は、隙間のないように張り付け、適切な方法で下地面に圧着し、接着剤が硬化するまで養生を行う。

なお、ゴム床タイルでゴム系溶剤形接着剤を用いる場合は、接着剤を下地及びタイル裏面に塗布し指触乾燥後、張り付ける。

(2)表面仕上げは、(b)(4)による。ただし、天然ゴム系のゴム床タイルの場合は、湿潤なのごくず等を散布し、ポリッシャーを用いて清掃後、つや出しを行う。

6.8.4 寒冷期の施工

張付け時の室温が5℃以下又は接着剤の硬化前に5℃以下になるおそれのある場合は、施工を中止する。やむを得ず施工する場合は、採暖等の養生を行う。